平成２６年（フ）第５８６５号
東京都千代田区霞が関３丁目６番地14号　三久ビル９階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区渋谷２丁目14番５号
破産者　株式会社ＴｈａｎｋｓＬａｂ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０２５号
東京都葛飾区堀切１丁目23番18号
破産者　ユニオン産業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６９９号
神奈川県横浜市港北区日吉７丁目５－４－３
破産者　大武　　弘
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３０号
神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰１丁目15－９－305
破産者　大野　浩子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１４７号
神奈川県川崎市中原区下新城２丁目１番25号
破産者　大智電気株式会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１４８号
神奈川県川崎市高津区千年320－９、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区野川318－３
破産者　竹居　喜明
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８７３号
東京都北区王子３丁目16番11号コートあすかＡ－２
破産者　株式会社Ｓファクトリー
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８９５号
埼玉県さいたま市緑区東大門３丁目８－２－501、開始決定時の住所埼玉県さいたま市緑区東大門３丁目８－２－402
破産者　黒住　武雄
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８３５号
千葉県市原市深城84－１
破産者　永野　博幸
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８８０号
神奈川県横浜市旭区上白根町795　市営ひかりが丘住宅15街区６棟510号
破産者　佐藤　拓也
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３１４号
神奈川県川崎市麻生区百合丘１丁目23番２号
破産者　株式会社Ｓ．ｃｕｂｅ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４２７号
東京都江戸川区江戸川５丁目32番地９
破産者　有限会社高橋工業所
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４２８号
千葉県四街道市みそら２丁目28－８
破産者　高橋　耕司
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４８１号
東京都渋谷区渋谷１丁目３番８号
破産者　株式会社シック
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４８２号
東京都目黒区東が丘１丁目４－17
破産者　小松　輝雄
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５３６号
東京都東久留米市学園町２丁目10番18号
破産者　株式会社オーエス商会
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５４９号
東京都品川区大崎５丁目８番５号－209
破産者　Ｉ－ｐａｒｔｎｅｒｓ株式会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５５８号
東京都西東京市芝久保町２丁目14番21号
破産者　リペアーテック有限会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５５９号
東京都東村山市久米川町５丁目21－15
破産者　山口美智枝
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５６０号
東京都練馬区大泉町４丁目12番15号
破産者　弓田舗道株式会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５６１号
東京都練馬区大泉町２－54－４、住民票上の住所東京都練馬区大泉町４丁目12－15
破産者　弓田　征男
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部